

里内裏としての一條院（序論）

— 一條殿から一條院へ —

杉 崎 重 遠

—

一條院が里内裏として歴史の上に現はれてくるのは一條天皇の御代以後であるが、その里内裏として展開して行った跡を探るに当って、先づ考へなければならぬことは一條院そのものの性質である。よって簾中抄（改定史籍集覽本）以下の故実書によって、一條院が如何に考へられてゐたかを探つて見よう。

先づ、簾中抄の記述であるが、そこには、

○一條院 一條大宮

— 京中付名所 —

と見えてゐる。つづいて二中歴（改定史籍集覽本）であるが、そこには、

一條院（殿イ）一條南大宮東イニ町謙徳公家又為光公家

— 名家歴 —

と記されてゐる。又、拾芥抄（増訂故実叢書本）は如何といふに、そこには、

一條院一條南大宮東二町謙徳公家又為法住寺大臣為光公家

と伝えられてゐる。

これら三書のいふところ、大局に於いては一致してゐるものの、仔細に見るなら必ずしもさうではないので、

1 その位置、

2 その関係者、

3 その名称、

の三項目に分けて検討して見よう。

先づその位置であるが、簾中抄の記述は「一條大宮」といとも簡単なので、一條院が一條大路と大宮大路といふ二つの大路の交差点附近にあつたことは教へられるものの、その交差点からいづれの方向に當つてゐたかについては何の指示も与へてゐないこととて、的確に一條院の位置を求めることは出来ない。これに対して二中歴・簾中抄の記述は「一條南大宮東」と交差点からの方向を明示してゐるので、一歩前進した表現と言へるであらう。これを要するに、北は平安京の北限である一條大路に、西は大内裏の東堺である大宮大路に接してゐる地点——行政上の呼称では左京北辺二坊一町の地点に位置してゐたことになる。左京北辺二坊一町と言へば、その東辺は猪熊小路に、南辺は正親町小路に囲まれてゐることが明白なので、結局のところ、一條院の占域としては一応方四十丈が考へられるであらう。さりながら、これに対して問々異説がないでもない。即ち、拾芥抄付載の左京図及び九條家本延喜式付載の左京図（大日本史料第一編之十四所引）の説がそれである。そこには四丈の正親町小路を越え、その南に所在する織部司の占域即ち左京北辺二坊二町の地域の北半二十丈をも含んでゐるやうに描かれてゐる。もし一條院の占域が両左京図のやうであるなら、その面積は東西四十丈南北六十四丈となるが、果してさうであつたらうか。

その真偽は逐次検討してゆく一條院の相貌から確かめられようから今は両左京図に載せられてゐるところを追究しないでおかう。

かくして一條院の位置を明かにすることが出来たものの、これを以て俄に安心出来ないのである。といふのは、両書共に一応「一條南大宮東」といふ記述をしてはゐるものの、判然と「一町」と断つてゐないからである。それどころか、「二町」との不審な文字を添へてゐるのである。一体、文字としては二字に過ぎないにしても、この「二町」といふ一節が添ふことによつてどんな事態が生じるのであらうか。が、それを検討する前に、両書がこの部分を如何に表現してゐるかを確かめてみる必要があるであらう。

二中歴は、一旦「一條南大宮東」と記しながら、他本の記述によつて「イ二町」と添へてゐる。思ふに、これは一応「一條南大宮東」と記してはみたものの、他本の記述を見るに及んで動揺し、その説を捨てるに忍びず、「イ」の記号を添へて「二町」と記したのではなからうか。尤も「イ二町」と記してゐるのであるから、「一條南大宮東」といふ本来の考へ方を飽くまで表面に押し立てながら、他本の説を参考意見として考慮せざるを得ないといふ態度を持してゐるのだと言へよう。ところで、拾芥抄の記述は如何と言ふに、そこには判然と「一條南大宮東二町」と記してゐるので、二中歴の如く参考意見として考慮するといふのではなく、最初から「二町」との記述を重要視して表面に押し出してゐるのである。二中歴の記述はともかく、拾芥抄の記述を無視しようとしても、本文として記されてゐるのであるから無視することは出来ない。

よつて、この「二町」といふ記述を対象とした場合、どう解釈したらよいのであらうか。因に一條院が一條大路の南・大宮大路の東に位置してゐたことは動かせないことであらうが、「二町」といふ記述にこだわった場合、一條院の位置なり広袤なりの点で異同が生じてくるのも亦致し方ないことであらう、が、先づ考へられるのは位置の

問題である。即ち、いふところの「一條南大宮東」を起点として南又は東の方へ一町ずらして考へてみるなら、その南へ延ばした場合は正親町小路と土御門大路とに囲まれた一劃即ち左京北辺二坊二町の地域が、東へ延ばした場合は猪熊小路と堀河小路とに囲まれた一劃即ち左京北辺二坊四町の地域が浮かんでくる。これを前に見た両左京図と照合させるなら、前者は織部司に後者は別納に該当する。官の建物である織部司を以て住宅である一條院に充当させたとは到底考へられないことであり、既に触れておいた如く、織部司の位置については検討を要することなので、織部司即ち一條院説は今俄に採用出来ないであらう。

ところで、「一條南大宮東二町」との記述について再検討するに、「二町」は或ひはその直前の「大宮東」にかかると考へられないでもない。もしさうであったならどうであらうか。いふまでもなく、この地点には既に紹介した如く別納が所在してゐる。いふところの別納とは、日本紀略(新訂増補国史大系本)に、

亥刻。東宮自^{雅信}三_二故左大臣一條第_一遷_二御一條院別納廳_一。

——寛弘七年十二月二日条——

と記され、御堂関白記(大日本古記録本)に、

……東宮渡給東院…… —同上—

と記され、権記(史料大成本)に、

東宮遷御一條院東町…… —同上—

とか、

……戊剋尚侍今夜參東宮^{曹司一條別納東對}

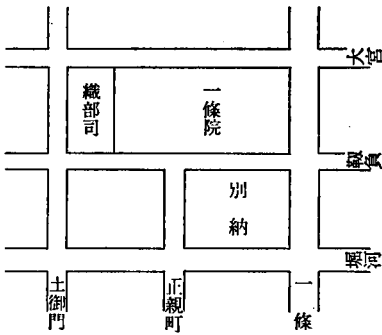
——同年同月十四日条——

里内裏としての一條院(序論)

とか記されてゐる邸宅^{註1}であるが、これらの記述で明かな如く、一條院そのものでなく一條院附属の邸宅として扱はれてゐたやうである。もし、この地点を一條院の占地と考へなければならぬとすると、それは主体物と従属物とを顛倒させて考へることになるので、到底この考へには左袒することは出来ない。

次にこの「二町」との記述を以て一條院の広表を示してゐるものと看做した場合のことを考へるべきであるが、それに先立つて、今まで一條院の位置について考へて来たことを図示しておくのも無用の業ではなからう。

今、大日本史料の第一編之十四がその天禄三年（九七二）十一月一日の条に援用してゐる九條家本延喜式付載左京図によつて示すなら、



註 靱負は猪熊小路の中御門以北の異名。

となるが、実際とは九十度の方向転換をして写されてゐるので、図の右側が北を示してゐるのである。以下順次に左廻し、上を西と言つた風に訂正して接することが肝要であらう。

次に、例の「二町」を広袤と見た場合であるが、この図を見れば一目瞭然であるので改めて説明するまでもなからう。が、念のために言へば、一條大路より南へ二町の地域を含んでゐるものとして考へるなら、これは織部司の占域をも含むことになり、先に考へた如く、その北半ならともかく織部司全域を含むとすれば、南北に長い東西四十二丈北八十四丈という縦長の面積を持つてゐたとしなければならぬので、一條院が到底このやうな広袤を持つてゐたとは考へられない。又、大宮大路より東へ二町の地域に亘つてゐたとすると、大宮大路から堀河小路にまで亘ることになる。そして、その中間に四丈の猪熊小路が所在してゐることとて、その面積は東西八十四丈南北四十丈となるが、既に述べた如く、猪熊小路以東には別納の占域を考へなければならぬ。種々考へて見たものの、結局のところ、一條院は北を一條大路に、西を大宮大路に、南を正親町小路に、東を猪熊小路に接してゐる方四十丈の地域を占めてゐた邸宅と解すべきであらう。思ふに、二中歴なり拾芥抄なりが「二町」との記述をしてゐるのは、或ひは一條院附屬の別納を一條院と同一地域内にあるものと誤認したことより発してゐる記述ではなからうか。

註一 この例でわかる如く、別納は別納庁・東院・東町・別納と色々に呼ばれている。尚、御堂関白記の長和五年七月五日・十日・十九日・八月一日・卅日・十月二日・十日・寛仁元年正月二日・廿二日・二月六日・十日・三月十六日・四月三日・八月九日・廿三日等の条に於いて別納の名が見られるが、その多くは権記の寛弘七年十二月十四日の条と同じく、今のところ対応記事を見出せない。

二

次はこの邸宅に何等かの意味で関係を持つてゐる人物に関する部分であるが、二中歴、拾芥抄はその文面に於いて一致しないところがあるものの、両書共に謙徳公と爲光公との名を伝へてゐる。ここに「何等かの意味で関係を持つてゐる人物の名」と言つたのは、邸宅に関係を持つといふことの内容には、その邸宅の伝領者としての資格によることもあらうし、その邸宅の居住者であるとの状態によることもあらう。それなのに両書共にそのいづれとも明記してくれてゐないため、暫定的に「何等かの意味で」と記したまでである。さりながら、他の貴族邸宅に対する両書の記述を検討するなら、それがその邸宅の伝領者の名前を伝へたものであることに思ひ当るであらう。一院の伝領に關係した人物は数多くあつたかもしれないが、この二人だけを二中歴なり拾芥抄なりが挙げてゐるのは、この二人が殊に顯著であつたからであらう。

ところで、いふところの謙徳公とは藤原伊尹の謚号であるが（日本紀略）、伊尹は藤原師輔の一男であつて、攝政太政大臣の極位に達してゐた。それ故、一代要記（改定史籍集覽本）・公卿補任（新訂増補国史大系本）・尊卑分脈（同上）等には「号一條攝政」との呼称が記されてゐる。そして、榮花物語（日本古典文学大系本）には、かくて一條授政殿の御心地例（むらじまのりよ）ならずのみおはしまして……

——二・花山たづぬる中納言——

この記事が見え、大鏡（同上）には、

このおとゞは、一條攝政と申き。これ、九條殿の一男におはします……

——三・太政大臣伊尹謙徳公——

この記事が見え、蜻蛉日記（校註日本文学大系本）には、

……朔（つひ）の日一條太政大臣失せ給ひぬるとのゝしる……下——

との記事が見えてゐる。これらを綜合するなら、伊尹に「一條攝政」又は「一條太政大臣」との呼称のあつたことが察せられるであろう。又、爲光は伊尹の異母弟で、師輔の九男であつたが、攝政関白の域に達せず、太政大臣に到つたのが最高であつた。それ故、「号後一條太政大臣又法住寺」（公卿補任）とか「号法住寺太政大臣。又一條、真極殿」（尊卑分脈）との如くその呼称が伝へられてゐる。そして、大鏡には、

……法住寺のおとどと聞えさす……

——三・太政大臣爲光謙徳公——

との記事が見えてゐる。がその一方、榮花物語には、

……一條の太政大臣おほまがととは、六月十六日にうせさせ給ひぬ……

——四・みはてぬゆめ——

とも記されてゐる。よつて考へるに、爲光は「法住寺太政大臣」とも「一條太政大臣」とも呼ばれてゐたのであらう。

かくの如く官名は異つてゐるが、伊尹と爲光とが同じく「一條」との呼称を持つてゐたことは何を意味するのであらうか。一般的に見て、このやうな場合、この呼称がその道路又はその道路が所属してゐる行政上の区劃から出たものではなく、その両者のいづれかに所在する邸宅によつて結ばれてゐたらうといふことを類推出来よう。今の場合、伊尹と爲光とは一條院といふ邸宅によつて結ばれてゐたらうといふことを類推出来よう。

両者が一條院によつて結ばれてゐたといふことを一歩前進させて考へるなら、既に推察しておいた如く、両者が一條院の伝領關係によつて結ばれてゐたことになるであらう。そして、その伝領關係も、大鏡が

……つぎ／＼の女君二人は、法住寺謙徳公の大臣の北方にて、うちつゞきうせさせ給にき……

と言つてゐる如く、爲光が伊尹の女を次々に北の方にするといふ閨縁に基くものである。但し、二中歴なり拾芥抄なりが伊尹・爲光と並べてゐるが、その爲光が一條院の最終伝領者でなかつたことは後に触れる通りなので、今はそのことを言い添へるだけにしておかう。

三

最後になつたのはその呼称である。即ち、簾中抄及び拾芥抄は単に「一條院」と記してゐるのに対して、二中歴は何を思つたのか、「一條院イ殿」と異説を付け加へてゐる。単に「一條院」とあるだけなら別に気に留めることもなからうが、このやうに二つの説が伝へられてゐるのでは勢ひ問題にせざるを得ない。勿論、卒爾に二中歴のこの一節に接した場合、その「院」であらうが「殿」であらうが、共に邸宅名の下に付けられてゐる接尾辞であるから、いづれにしても大差はないと考へるであらう。が、これを仔細に眺めるなら、然く簡単に割り切れないのである。即ちたとひ同一邸宅であつても、その「院」と呼ばれ「殿」と呼ばれるのには何等かの理由がなければならぬ。思ふに、その邸宅の伝領者(又は居住者)の身分の上下によつて、その邸宅の資格・格式に変化が生じることが、その理由ではなからうか。

いづれそのことについて詳しく述べなければならぬであらうが、端的に言へば、「殿」と呼ばれる場合は、その邸宅が如何に身分が高くとも臣下に属する人物に関係のあることを示してゐる。それに対して、「院」と呼ばれる場合は皇室の方々又は臣下の出であつても皇室の方々と関はりのある人々に関係のあることを示してゐるのである。それ故、一條院とある場合は、たとひ故実書が伊尹・爲光の名を記してゐても、既にこの邸宅がこのラインか

ら離れて皇室の方々と何等かの関係を持つてゐることを教えてゐるのである。それに反して、一條殿とある場合は、この邸宅が未だに民間に——伊尹・爲光のラインに——とどまつてゐることを教へるものである。もしこの原則が許されるなら、これまで伊尹乃至爲光を以て一條院の伝領者であると記して来たことが誤謬となる故、潔くこれを一條殿の伝領者と訂正すべきである。それはそれとして、前記三書が「一條院」と掲記してゐるが、その意識する所しないと拘らず、その記述の背後にはこの邸宅が何等かの意味で皇室の方々と関係を持つてゐたことを認めてゐるのではなからうか。それはともかく、と言つてもその関係が直ちに里内裏といふ形式を媒介にしてゐると思つてもゐなかつたらう。といふのは、里内裏となるためには、その前に皇室の方々との接触が必要とされてゐるからである。即ち、今の場合されなければならぬことは、一條院と里内裏とを直ちに結び付けることではなく、一條院が一條殿からどのやうにして何時頃呼称上の変化をとげたかを確めることであらう。

四

榮花物語は、その「みはてぬゆめ」の巻に於いて、

……かくて一條の太政大臣の家をば女院領せさせ給て、いみじう造らせ給て、みかどの後院におぼしめすなるべし……

との記述を残している。この部分の中関白道隆の子女たちのことを述べてゐる一節と大納言道長が相次いで頼通・頼宗を儲けたことを伝へてゐる一節との間に介在してゐる。そして、この道隆の子女たちに関する記事の前には、東三條院の長谷詣の記事・花山院の情事に関する記事を隔てて爲光の永眠とその歿後に於ける一族の状況を伝へた部分へと順次溯つて記されてゐる。

道隆が関白になったのは正暦四年（九九三）四月二十二日のことであり（日本紀略・百鍊抄・公卿補任）、道長の二子が生まれたのは同三十四年のことであつた（扶桑略記・公卿補任・尊卑分脈）。更に東三條院の長谷詣は同二年十月十五日のことであり（日本紀略・百鍊抄）、爲光の永眠は同三年六月十六日のことであつた（権記・日本紀略・公卿補任）。尚、道隆の子女に関する記事を漁るなら、更に幾つかの年紀が拾へるであらうが、今のところ、それには及ばないであらう。

要するに、前後の記事より察するに、一條院とは記してはゐないが、いふところの「一條の太政大臣の家」を女院即ち東三條院が所領とされた時期について、榮花物語の作者——或ひは眞実の時期を心得てゐたかもしれないが——は、何等かの意図の下に正暦年間のことと想定して、敢て現在の位置にその記事を据ゑたのであらう。作者の意図はともかく、爲光の永眠に関する記事の後に置かれてゐることは、いはゆる「一條の太政大臣の家」の所有権が東三條院の手へ移つたのが、爲光自身の手からではなくその遺族の手からであることを暗示してゐるのではなからうか。

爲光の邸宅といへば、今一個所それに関する記事が榮花物語に見えてゐる。即ち、それは長徳元年（九九五）の流行病によつて道隆・道兼の関白を始め多くの公卿たちの長逝を伝へた記事の後の、

……かかる程に、一條殿をば今は女御姫子こそは知らせ給へ。かのとの君達は鷹司たかみきなる所にぞ住み給ふ……爲光公女寢殿のうへとは三君をぞ聞えける……

——四・みはてぬゆめ——

との一節である。先に東三條院が一條殿に該当する爲光の家を領せられた由を告げてゐるにも拘らず、同じく「みはてぬゆめ」の巻で女御がその邸宅を所領してゐると伝へてゐるのは、奇怪千萬なことである。一体、如何なる意図があつてこのやうな記述をしたのであらうか。

この一節のなかで疑はしい個所を抜き出すなら「今は女御こそ知らせ給へ」の部分であり、更にその「女御」との文字の右傍に添へられてゐる「絨子」との註記である。いふところの絨子とは小一條家の一員で、かの長徳元年の流行病で倒れた藤原濟時の一女であった（二代要記・尊卑分脈）。彼女は一條天皇の御代には東宮居貞親王——後の三條天皇——の女御となり（日本紀略・一代要記）、次いで三條天皇の御代には女御・皇后と進み（御堂関白記・小右記（大日本古記録本）、日本紀略・一代要記）、小一條皇后（小右記）との呼称を持つてゐた女性である。小一條殿の進止については或ひは与り知るところもあつたであらうが、一條殿とは風馬牛でなければならぬ。「女御」と記し「絨子」と註したのが栄花物語の作者であるかそれとも筆写者であるか、又、二つの記述をしたのが同一人物であるか否かは明かではないが、思ふに、かの枕草子（日本古典文学大系本）の二四五段の

一條の院をば今内裏とぞいふ……

の「一條の院」を本によつては「小一條院」と誤り記してゐる例をもつて推すなら、栄花物語のこの部分に接した人物——恐らく作者ではなく、筆写に當つた人物であらう——は何かの動機で、一條殿とあつたものを小一條殿と思ひ誤まり、更に小一條家で后位に上つた女性を求めて絨子にたどりつき、一條天皇の御代に東宮女御であつた事実によつて女院を女御と書き改めたか、或ひはその逆に小一條家出の女御より絨子と註記したかのいづれかであらう。この一節に対する推理はともかく、古典大系本栄花物語の校訂者はその補註の二五三及び古典大系本大鏡の補注第四卷の七七に於いて、女御を女院に訂正されてゐることを申し添へておく。

先に挙げた東三條院が一條殿を伝領されたことを伝へてゐる記事を中間に、直接には接してはゐないが、その後誤つて一條殿を女御の所領と記した一節があり、その前に、

……一條殿、いみじうなべての所の様ならず、いかめしう猛におぼし掟てたりつれば、一所うせさせ給ぬれ

ば、いとおはしましにくげに荒れもていくも心苦しう。この寢殿母敦敏少将女也のうへの御処分にてぞありける。よろづの物たゞこの御領にとぞ、おぼし掟おぼし掟てさせ給ける……

——四・みはてぬゆめ——

との一節があつて、年次はともかく、一応首尾一貫して一條殿の伝領關係を伝へてゐる。それについて触れる前に、「寢殿のうへ」の右註である「母敦敏少将女也」に「ついで一言しておかう。一体、爲光には女子五人あつた。が、それは、

……光女二所は佐理の兵部卿の御いもうとのはら、いま三所は一條攝政の御むすめのはらにおはします……

——三・太政大臣爲光謙徳公——

と大鏡が言つてゐる如く、二人の北の方の所生であつた。そして、同じく大鏡が、

……まこと一條攝政殿の御女のはらの女ぎみたち、三・四・五の御かた、三の御かたは、鷹司どのうへとて、あまになりておはします……

——同上——

と記し、栄花物語も、

……女君達今三所とらふと一つ御腹はらにおはするを、三の御方御方をば寢殿の上と聞えて、又なうかしづききこえ給ふ。四・五御方かたぐも（も）おはすれど、この女御と寢殿の御方とのみぞ、いみじきものに思ひきこえ給ける……

——四・みはてぬゆめ——

と述べてゐるのであるから、三の御方に当る寢殿の上（或は鷹司殿の上）は、その妹たちと共に伊尹の女の所生であつて、藤原佐理の妹即ち敦敏の女（尊卑分脈）の所生ではなかつたのである。

敦敏は小野宮流の祖の實頼の一男であり、伊尹は既に述べた如く實頼の直弟である九條流の祖の師補の一男である（尊卑分脈）。それ故爲光の北の方となつた敦敏なり伊尹なりの女子たちは再従姉妹であつたが、系統を異にして

るたし、一條殿との關係に於いても伊尹の女は深い關係にあり、敦敏の女は没交渉でなければならぬ。それ故、一條殿の伝領者である爲光の三女の生母について註記するのに、一條殿と没交渉である家系の女子を以てするのは、寔に理に叶はないことである。それなのにこのやうな註記が施されてゐるのは、註記を施した人物が爲光の北の方として敦敏の女に伊尹の女——恐らく前者が永眠した後に後者が北の方に備はつたのではなからうか——との二人あつたことを生半可に承知してゐたために、彼此混同して敦敏の女との註記を施したのではなからうか。それとも爲光が敦敏の女の所生である二女愷子——花山天皇女御——と伊尹の女の所生である三女寢殿の上とをいみじきものに思つてゐたとの記事から、両者の生母を同一人と思ひ誤り、前者の母を後者の母に及ぼしたのではなからうか。いづれにもせよ、この註記は削除するか訂正するかされなければならないであらう。序でながら、古典大系本の校訂者はこの註記について何の所見も述べられてゐない。

註二 古典大系本と底本を同じうしてゐる岩波文庫本は、この個所を、

……今は女院詮子こそは知らせ給へ……

と記し、註記の勘物を卷末に移して、

嫺子

と記しているが、それにつづけて、

校訂者云、女院は東三条院即ち詮子であらう。

と校訂者三条西公正氏の意見が添えられてある。尚、古典全書本には、

今は女院詮子こそは知らせ給え

と見え、その頭註として、

……「女院」は陽本による。底本は「女御」

と注意してゐられる。

五

以上によつて、一條殿が二中歴・拾芥抄の注意してゐる如く伊尹・爲光と伝領されて行つた末、爲光の永眠後、伊尹の女——恐らく二女であらう——との間に儲けた三女——寢殿の上——の所有に歸したことを明かにするを得た。そして、傍人から「いとおはしましにくげに荒れもていくも心苦しう」とまで思はれるやうな状態に陥つたためか、その処分權が自分の意中にあるまま、手放したのであらう。その結果、その伝領の形式はともかく、東三條院の御所有に歸したのである。ここに到つて、漸く一條殿が一條院と呼ばれる資格を備へ得たのである。が、榮花物語のいふ如く「みかどの後院」云々といふ女院の御意中についてあからさまに記したものに接してはゐないが、その後には一條院の変遷殊に一條天皇との所縁をたどつてみるなら、寔にさもありなんと感じられるであらう。とはいふものの、一條院が東三條院の御領となつた時期は依然として判明してゐないのである。先に挙げた榮花物語の記事にしたところで、道隆が関白となり、頼通・頼宗が生れた正暦年間のことともとれ、多くの廷臣たちが身罷つた長徳元年のことともとれるやうに二個所に記してゐるので、その取捨に迷はざるを得ないのである。

一條殿を手放して鷹司殿へ移つた寢殿の上の許へ藤原伊周が通ひ、共に住んでゐた妹の四の御方の許へ花山法皇が通はれてゐたが、伊周は花山法皇の相手を三の御方と勘違ひをし、弟の隆家と相謀つて、

……さるべき人二三人具し給ひて、この院の、鷹司殿より月いと明きに御馬にて歸らせ給……

——四・みはてぬゆめ——

ふのに対して矢を射かけるといふ椿事を惹き起した。その前後のことは榮花物語に詳しく述べられてゐる。そして、そのことを述べた末に

……かくいふ程に長徳二年になりぬ……

——同上——

と記してゐる。この記述をしてゐるところより推すに、栄花物語の作者はこの事件の起つた年次を長徳元年に想定してゐたのであらう。更にこれを寢殿の上が鷹司殿に移つた時期に及ぼして、尠くとも長徳元年までに一條殿を東三條院に譲つてゐたと考へてゐたやうに思はれる。

ところが、一條殿が東三條院の御手に移つた時期はともかく、栄花物語にいふ伊周の花山法皇襲撃事件は、日本紀略の

今夜。華山法皇密_三幸故太政大臣謙徳公家_二之間。内大臣并中納言隆家徒人等、奉_レ射_二法皇御在所_一。

と、その長徳二年(九六六)正月十六日の條に記してゐるものと、矢を射かけた場所を異にしてはゐるものの、同一事件を伝へてゐると思はれるので、年次を栄花物語より一年繰り下げて考へなければならぬことになつてくる。尤も日本紀略は編年体の史料であつて一次的資料とし難いなら、幸ひにして伝世してゐる当時の一次的資料である小右記について見よう。即ち、そこには、

……帰家之後、右府消息云、花山_{法皇也}□_{法三、内大臣、中納言隆家相遇故一條太政大臣家、有_レ關_レ亂_レ之事、御_レ重_レ工_レ人_レ敏_レ善_レ取_レ首_レ持_レ去_レ云々トアリ}

かくなつては、栄花物語の想定してゐる長徳元年といふ年次には従はうとしても従へないであらう。よつて、伊周の花山法皇襲撃事件は長徳二年に起つたと考へなければならぬが、襲撃事件の年次より重要なのは、その際、爲光の遺児たちの住所である。即ち、栄花物語は鷹司又は鷹司殿に作つてゐるのに対して、小右記・日本紀略は共に故藤原爲光家と言つてゐるのである。勿論、故藤原爲光家とは一條殿の謂ではなからうか。もし栄花物語の記述に従ふならこの事件は寢殿の上が一條殿を離れてから起つたことになり、小右記・日本紀略のそれに従ふならいまだ一條殿にとどまっている間に起つたことになる。いづれに従ふべきか迷はざるを得ないが、資料的価値からすれ

小右記に従ふべきである。従つて栄花物語のいふ長徳元年は勿論のこと、翌二年の春の頃に於ける寢殿の上の居所は父の遺領一條殿でなければならぬ。

然らば、一條殿が寢殿の上から離れて東三條院の許へ移つたのは何年のことであつたらうか、事ここに到つてはもう栄花物語によつて探り得る範囲ではない。すべからず記録類に応援を求めべきであらう。

伊周の花山法皇襲撃事件につづく時期の記録類と云へば小右記・権記・御堂関白記等があるが、さし当り長徳期関係のものとしては小右記・権記を挙げなければならぬ。ところが、その小右記には先に挙げた花山法皇襲撃事件を除いては一條殿関係の記事は見当らない。が、それに反して、権記を繙くに、その長徳四年十月廿九日の條に於いて、

……次依召参院、仰云、年来御坐左大臣土御門家、亦月来御此一條……此夜遷御一條院、依家主姫君沾却公行朝臣所買進也、直八千石云々月
来御坐左大臣一條第……

との如く巖然と一條院と記してゐる記事に遭遇するのである。序でながら、この一節は大日本史料もその第二編之三所載の同日の條に引用してゐるが、どういう意図があつてか、細字の部分「從依家主姫君、清部公行朝臣……」の如く「沾却」を「清部」に作つてゐる。沾却なら姫君が売つたといふ風に意味が通じるが、清部ではどう解釈したらよいのであらうか。或ひは公行朝臣の姓とでも看做すべきであらうが、清部とはいかにも耳馴れない苗字である。参考までに記せば、古典大系本の校訂者は、かの「一條殿をば今は女御こそは知らせ給へ」の一節に添へてをられる補注二五三のなかにこの細字の部分を採用されてゐるが、この部分を「沾却」に作つてをられる。

ここに引用した権記の一節には長徳四年初冬の頃に於ける東三條院の御座所と一條院の伝領とについて語られてゐる。そのうち御座所に関する部分に於いて、左大臣（道長）の土御門殿と左大臣（道長）の一條第との二つの邸

宅の名が挙げられてゐるが、土御門殿について今のところ記すことはない。それに対していふところの一條第とは一條南高倉東註三に所在してゐたと思はれる左大臣源雅信以来の邸宅であつて、一條院となつた一條殿と混同され勝ちであるが、この記事によつて両者は截然と分けられるべきであらう。

更に伝領關係の部分であるが、この記事があることによつて、一條殿は、

姫君→公行朝臣……………売却

公行朝臣→東三條院……………贈与

といふ二つの形式を踏んで伝領者をかへて行つたことが教へられる。そして、いふところの姫君について特に断つはゐないが、栄花物語を参酌することによつて、その寢殿の上であることを直ちに理解出来るであらう。又、公行朝臣はその姓を佚してゐるが、恐らく佐伯公行のことであらう。記して後考を俟つ次第である。

ところで、肝腎の売却乃至贈与の時期であるが、遺憾ながらそれについては何事も教へられてゐないが、先に挙げた長徳二年正月十六日よりこの同四年十月廿九日に到る約二年間のうち、後者より溯つて余り距らない時期のことであつたらう。そして、この贈与のことが完了すると共に、一條殿は一條院とその名称を改めたことであらう。

註三 一條第の位置については、拙稿「後拾遺集一一〇番の詞書より発してその作者に及ぶ」(明星大学紀要・人文学部第三号—昭和四二年三月発行)を参照されたい。